

東京都市計画道路 補助線街路第136号線

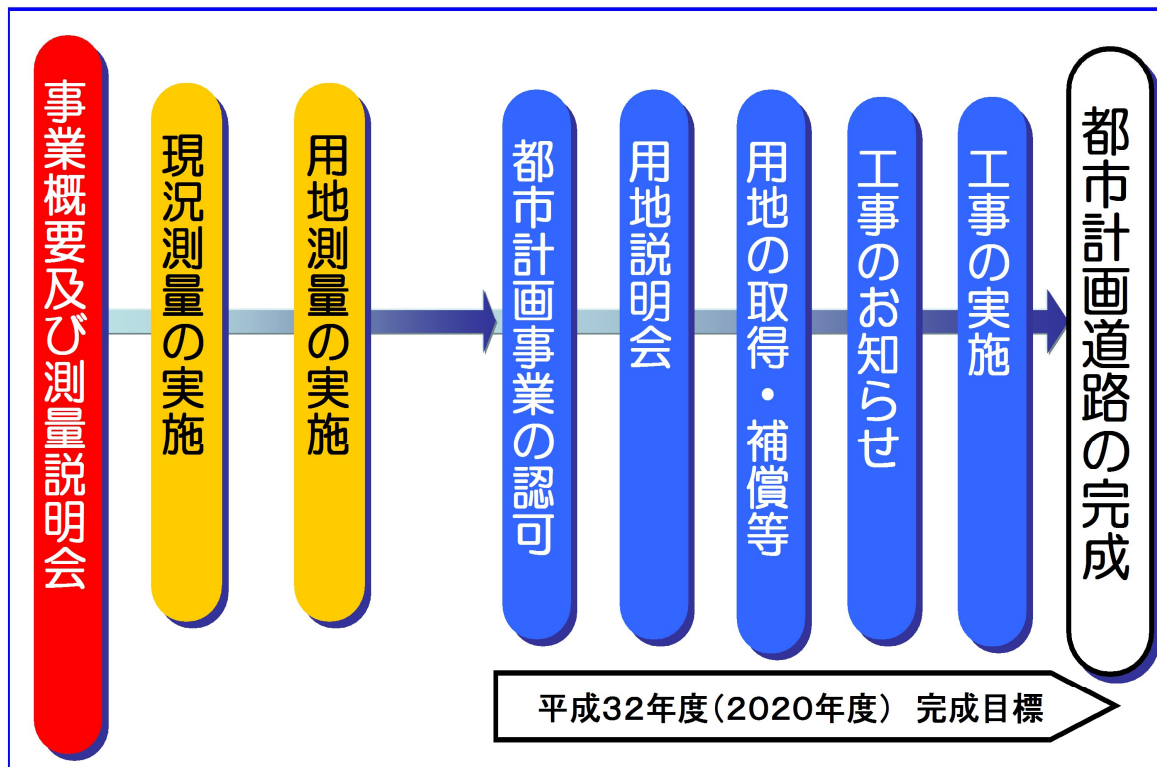
(足立区足立一丁目～三丁目)

事業概要及び測量説明会

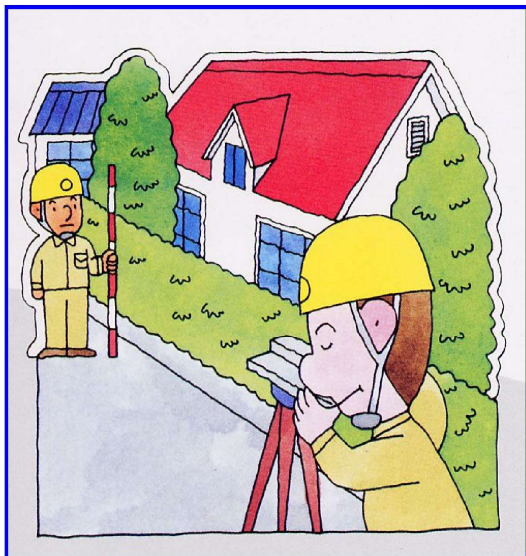
ダイジェスト版

東京都第六建設事務所

事業の進め方



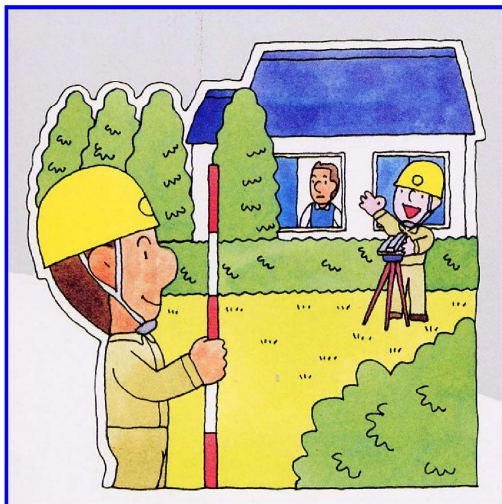
現況測量とは・・・



- ① 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- ② できあがった図面に都市計画道路の計画線を書き入れて、位置を明らかにします。
- ③ 都市計画線の幅や都市計画道路の中心を現地に標示するために、杭または鋺を設置します。

※ 作業に入る前には、「測量作業のお知らせのチラシ」を郵便ポストなどにお配りし、お知らせしてから、測量作業を開始する予定です。

用地測量とは・・・



- ① 都市計画道路に係る土地について、現地において**関係権利者の立会**の上、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- ② 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。

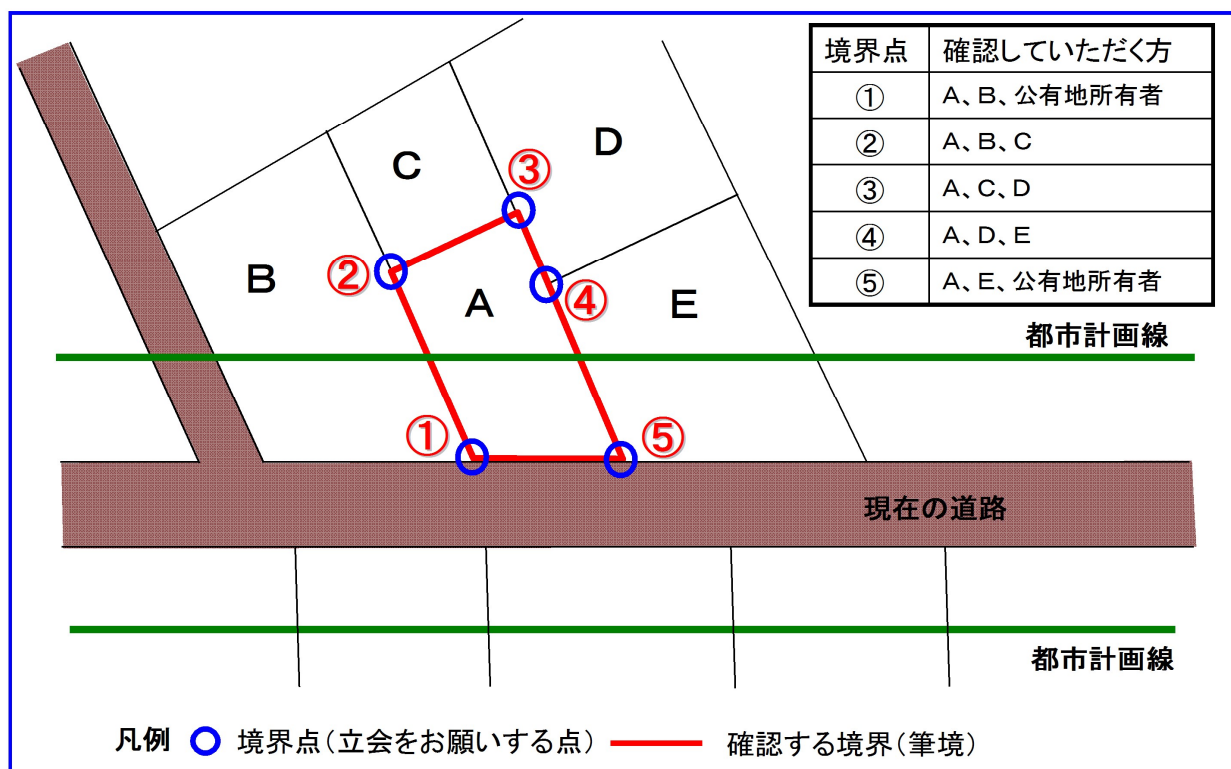
※ 関係する土地の権利者様に、立会いをお願いするお手紙を立会日の約2週間前に送らせていただきます。

※ 立会を行うに当りましては、その土地の権利関係の資料を調査した上で、予めその土地に立ち入らせていただくこともございます

権利関係の資料とは（例）

1. 登記所に登記されている地積測量図
 2. 登記されていないが、隣接者が立会い確認の押印をした測量図
 3. 現地の杭や刻み、鋺等
- ※ 隣接者の立会いがない資料は参考資料となります（建築確認資料等）

境界立会確認の例

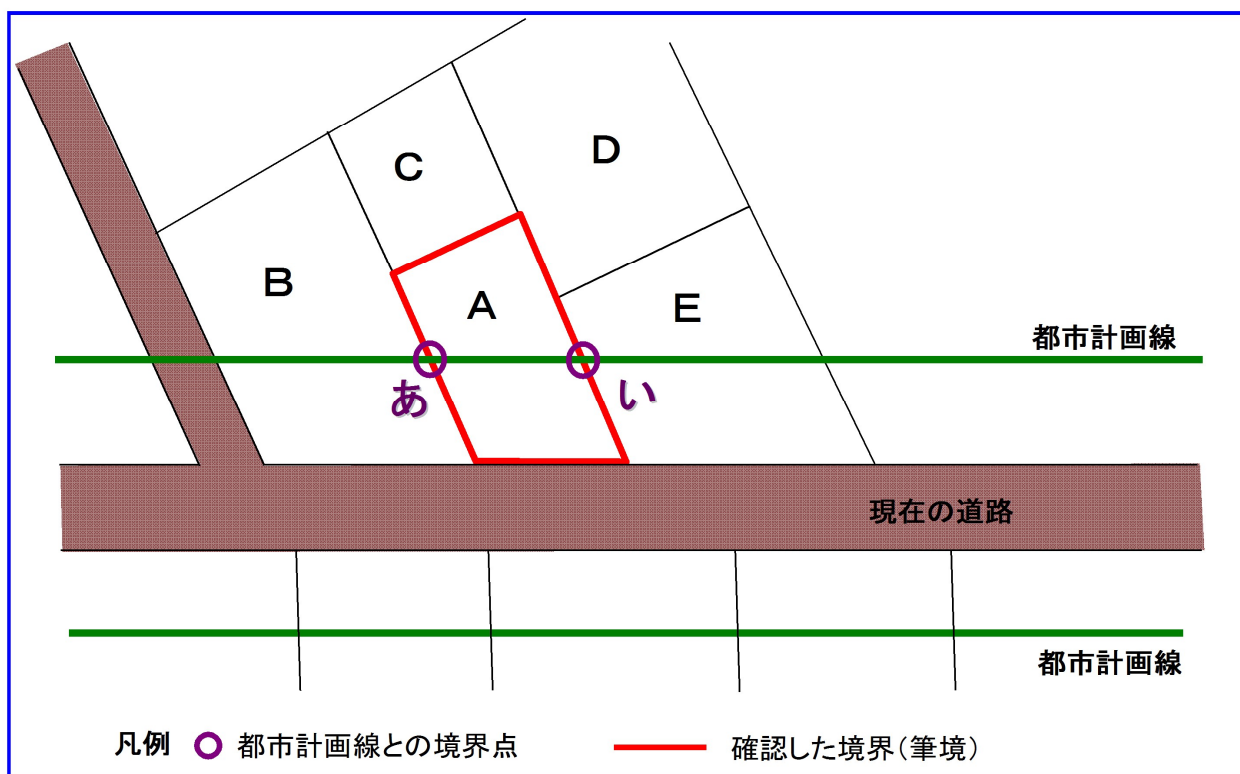


図の説明: Aの土地を確認するにあたって、Aの土地と隣接する土地との境界点確認が必要になります。Aの土地のまわりに付けた、①から⑤の番号の青い丸の境界点を確認することとなります。

Aの土地の権利者様と隣接する、まわりの土地、左側からB、C、D、E、これらの土地の権利者様にも立会いをお願いすることになります。

CとDの土地の権利者様は、都市計画線に掛かっていませんが、Aの方の土地の範囲を確認するため、境界確認のご協力をお願いすることになります。

都市計画線の標示



図の説明： Aの土地を通っている緑色の都市計画線と、A、Bの土地との境界線の交点に、ひらがな文字の「あ」が付いた紫色の丸の点、同じく、A、Eの土地との境界線の交点に、ひらがな文字の「い」が付いた紫色の丸の点がございます。この紫色の丸の境界点は、都市計画線の内側と都市計画線の外側、つまり、将来、道路になる土地と、皆様の土地との境界点ということになります。

この境界点を、現地に標示いたします。その際、A、B、Eの土地の権利者様のご了解をいただいたうえで、金属鉋や、プラスチック杭等の表示物、また、既存の塀の上に位置する場合などは、刻印や、ペンキ等の表示をさせていただきたいと思っております。

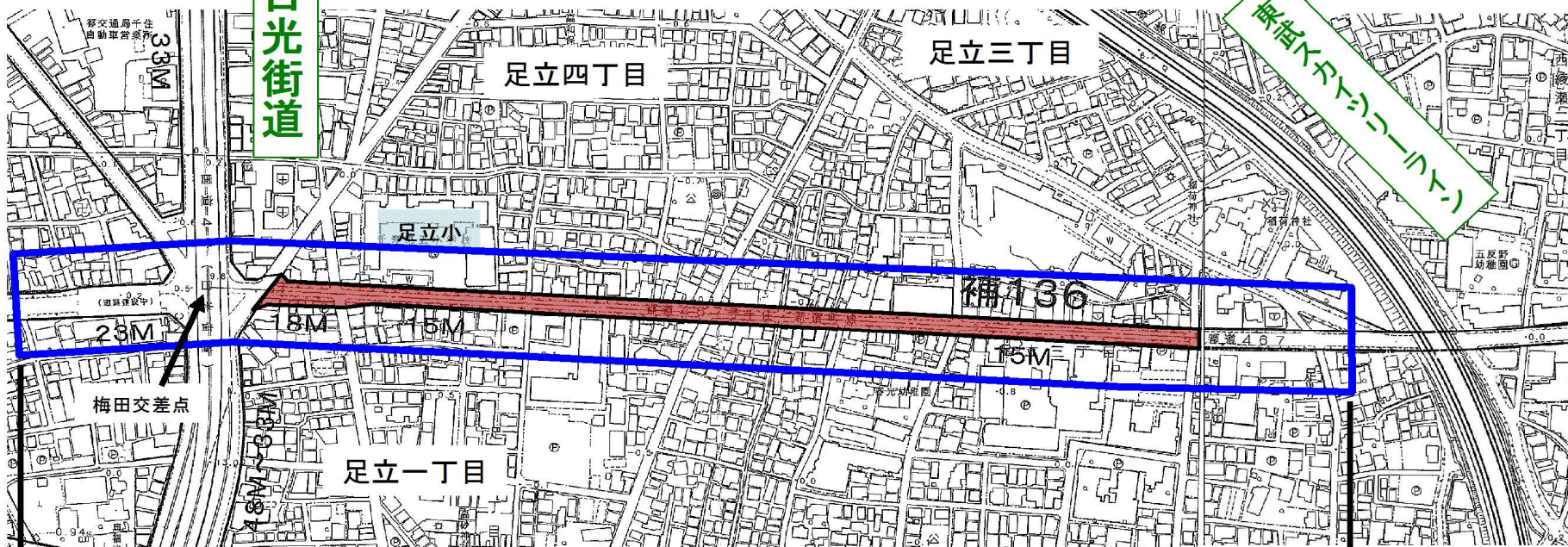
現況測量の範囲図

— 5 —



日光街道

梅田交差点(仮称)



現況測量範囲 延長約900m

凡例



事業予定区間

現況測量範囲

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、
下記の連絡先までお願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては

工事課工務係 TEL03(3882)1408

測量に関しては

工事課木密測量担当係 TEL03(3882)1485

午前9時から午後5時30分まで
(土曜、日曜、祝日は除きます)